



平成20年度「救急の日」及び「救急医療週間」の実施

救急企画室

1 はじめに

「救急の日」及び「救急医療週間」は、昭和57年から、救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に実施されています。以来、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」としています。今年は、9月7日(日)から13日(土)までを救急医療週間とし、全国各地において消防庁、厚生労働省、都道府県、市町村、全国消防長会、社団法人日本医師会、日本救急医学会、その他関係機関の協力により各種の行事を開催します。

2 「救急の日」及び「救急医療週間」実施の重点事項

具体的な行事の内容については、各都道府県において関係各機関と協議のうえ定めるものとしていますが、その実施にあたっては、次の事項に重点を置くものとしています。

(1) 救急法の普及啓発

パンフレットの配布、講習会、研修会等を通じ緊急時における心肺蘇生法等の応急手当の実技指導、日常における健康教育、その他救急業務に関する知識の普及を図ること。

(2) 救急医療システム及び救急搬送システムの紹介と適正な利用方法の普及啓発

初期、第2次及び第3次の救急医療体制、救急医療情報システム並びに救急患者搬送体制の実情を新聞、テレ

ビ、ラジオ、雑誌、広報誌等各種広報媒体を通じ広く紹介するとともに、救急医療施設、救急医療情報システム及び救急車の適正な利用方法の普及を図ること。

(3) 救急医療関係者、救急隊員等の表彰及び研修

救急医療もしくは救急業務に功績のあった救急医療関係者、救急隊員等に対し都道府県知事、市町村長等の表彰を行うものとするほか、救急医療関係者及び救急隊員の知識の向上及び意識の高揚を図るため研修会又は講習会を開催すること。

(4) その他

ア 新聞、テレビ等のほか、ポスターの掲示、1日病院長、1日救急隊長の任命などを通じ、広く救急医療及び救急業務に関心を高めること。



イ 救急医療関係者及び救急業務関係者の意見交換等を行うほか、都道府県又は市町村の実情に応じて、集団事故対策の一環として総合訓練等を実施すること。

3 期間中に行う主な行事

(1) 救急功労者表彰

9月9日の「救急の日」にあわせて、救急業務の推進に貢献のあった個人又は団体に対し、総務大臣等が表彰を行います。



平成19年度救急功労者表彰

(2) 「救急の日2008」

消防庁、厚生労働省、日本救急医学会及び財団法人日本救急医療財団の共催により9月9日(火)・10日(水)の2日間、池袋サンシャインシティアルパ地下1階の噴水広場において「救急の日2008」を開催します。

この行事は救急医療・救急業務に携わる医療関係者、救急隊員の活動を広く広報し、救急医療・救急業務に対する国民の皆様の理解と認識を深めていただくことを目的としています。今年度も昨年度に引き続き「救急車の適正な利用」をメインテーマに掲げ、救急車の適正な利用方法について普及啓発活動を行うとともに、東京消防庁



救急隊員等によるデモンストレーションの様子



平成19年度「救急の日」オープニングセレモニー

による救急救命士の特定行為を含んだ救急救命処置訓練の実演、AED(自動体外式除細動器)の使用を含む心肺蘇生法を中心とした応急手当の実演や実技指導、パネルを利用した救急医療システムや救急搬送システムの紹介などを行います。

4 おわりに

今年度も全国各地で種々の行事が行われますが、この機会を通じて応急手当の重要性が国民の皆様に再認識され、救急業務に対する理解が深められますよう、また、救急需要対策の一環として「救急車の適正な利用」について各種広報媒体を有効に活用し、救急車の利用状況をはじめ、救急業務の実態を正確に情報提供することにより、国民の皆様の「救急車の適正な利用」に対するご理解とご協力が得られることを期待します。



DMAT (Disaster Medical Assistance Team)
「災害医療派遣チーム」の実演